東海第二原発の原子炉設置変更における「経理的基礎」についての質問事項

原子力規制庁に対して

- 1. 原子炉等規制法第43条の3の6に規定がある「経理的基礎」について、「必要な経理的基礎」とは何か。何をもって「経理的基礎があること」を確認するのか。判断基準は何か。
- 2. 原子力規制庁は昨年 11 月の東海第二原発の審査会合において、原電に対し、「債務保証の枠組みとして、①誰が債務保証するのか、②その意思はどうか(債務保証する意思があるか)の 2 点を書面で示すこと。」を要求したが、なぜこのような要求を行ったのか。これまでの審査でこのような要求を行ったことはあったか。現時点でこの 2 点を確認することはできたのか。
- 3.4月5日の審査会合において、原電は、東電と東北電に対し、電気料金前払と債務保証の2つの方法で支援を行うよう要請したと説明したが、電気料金前払とは何か。なぜこれが追加されたのか。債務保証だけでは調達の目途が立たなかったということか。前例はあるのか。債務保証につき金融機関の意向は確認したのか。
- 4. 原電からの要請に対する東電の回答では、「資金支援を行う意向があることを表明いたします」、東 北電は、「債務保証等により資金支援を行う意向があることを表明します」となっている。東電の回答 に「債務保証等により」の文言がないのはなぜか。両者について、債務保証ではなく全てを電気料金 前払で行う可能性はあるのか。
- 5. 原電からの要請に対する回答では、資金支援ついて法的拘束力がないことが記されている。これで 経理的基礎が確認できたといえるのか。
- 6. 原電からの要請に対する東電の回答には、「最終的な決定については、弊社内での総合的な検討結果を踏まえて判断することとなる」とあり、これについて原電は審査会合において、これが今後の許認可を踏まえて行われる旨、また、東北電の回答には記載はないが同じ趣旨と理解している旨述べていた。結局、資金支援の検討及び決定は、工事計画認可及び運転期間延長認可の後になるということで間違いないか。その場合、「経理的基礎があること」の確認を設置変更許可段階ではできないということではないか。
- 7. 原電から電力会社への要請文と2社の回答文書は、いずれも書式、内容とも非常に似通っているが、同一人物が作成したのではないか。

経済産業省に対して

- 1. 経済産業大臣は審査書に対して意見を付す立場にあるが、経理的基礎について、どのような基準で検討し、判断しているのか。
- 2. 東電は国有化された経営再建企業であり、他社の借り入れの債務保証をすることはできないのではないか。
- 3. 電力料金前払はさらに直接的な支援だが、福島第一原発事故の廃炉及び賠償を円滑に行うためにも 他社の支援を行う余裕などないのではないか。
- 4. 東海第二原発が稼働せず、電気をつくることができなかった場合に、電気料前払金は戻ってくるのか。負担はどこに転嫁されるのか。

東電に対して

1. 原電からの要請に対する東電の回答では、「資金支援を行う意向があることを表明いたします」、東

北電は、「債務保証等により資金支援を行う意向があることを表明します」となっている。東電の回答に「債務保証等により」の文言がないのはなぜか。両者について、債務保証ではなく全てを電気料金前払で行う可能性はあるのか。

- 2. 原電からの要請に東電に対する回答には、「最終的な決定については、弊社内での総合的な検討結果 を踏まえて判断することとなる」とあるが、資金支援の検討及び決定は、工事計画認可及び運転期間 延長認可の後になるということで間違いないか。
- 3. 電気料金前払というのは、現在払い続けている基本料金とは別に、将来の基本料金と電気量料金を合わせた料金をあらかじめ払うということで間違いないか。より直接的な資金支援となるが、総額でおよそいくらくらいになるのか。
- 4. 東海第二原発が稼働せず、電気をつくることができなかった場合に、電気料前払金は戻ってくるのか。負担はどこに転嫁されるのか。
- 5. 東電は、国有化された経営再建企業だが、福島第一原発事故の廃炉及び賠償を円滑に行うためにも 他社の支援を行う余裕などないのではないか。
- 6. 原電から電力会社への要請文と 2 社の回答文書は、いずれも書式、内容とも非常に似通っているが、 同一人物が作成したのではないか。